

公立大学法人制度の概要について

1 公立大学法人とは

地方独立行政法人（※）のうち、大学の設置及び管理を行うもの。

2 設立手続

地方公共団体の議会の議決を経て定款を定め、総務大臣（県が設立する場合）または知事（その他地方公共団体が設立する場合）が認可する。

3 役員（理事長、副理事長、理事及び監事）その他職員

(1) 理事長

- ・理事長は、大学の学長となるのを原則とするが、定款で定めるところにより、学長を理事長と別に任命することもできる。
- ・学長となる理事長は、法人の申出（学長を選考するために法人に設置する選考機関の選考に基づき行う）に基づき、設立団体の長が任命する。
- ・学長とならない理事長は、設立団体の長が任命する。この場合の学長は、選考機関の選考に基づき、理事長が任命する。

(2) 副理事長、理事、その他職員

- ・理事長が任命する。学長を理事長と別に任命する場合の学長は、副理事長となる。

(3) 監事

- ・設立団体の長が任命し、法人の業務を監査する。

(4) 役職員の身分、報酬・給与等

- ・役職員の身分は、非公務員となる。
- ・役員の報酬等は役員の業績が、職員の給与等は職員の勤務成績が考慮される。
- ・役員の報酬等及び職員の給与等の支給基準は、法人の業務の実績等を考慮して法人が定め、設立団体の長に届け出る。

4 業務運営

(1) 中期目標

- ・設立団体の長は、議会の議決を経て、法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定める。その際に、法人の意見を聴取し、その意見に配慮する。
- ・目標期間は、6年間である。

(2) 中期計画

- ・法人は、中期目標に基づき、中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成する。計画策定には、設立団体の長の認可が必要となる。

(3) 年度計画

- ・法人は、中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画を作成する。計画は、設立団体の長への届出が必要となる。

(4) 評価

- ・法人は、各事業年度における業務の実績や中期目標の期間における業務の実績について、設立団体が設置する公立大学法人評価委員会の評価を受ける。

(5) 業務方法書

- ・法人は、業務開始の際、業務方法書（法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類）を作成し、設立団体の長の認可を受ける。

5 審議機関

(1) 経営審議機関

- ・法人は、当該法人の経営に関する重要事項を審議する機関（経営審議機関）を設置する。構成メンバーは、理事長、副理事長、その他の者とする。

(2) 教育研究審議機関

- ・法人は、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関（教育研究審議機関）を設置する。構成メンバーは、学長、学部長、その他の者とする。

6 財政運営

(1) 法人への出資

- ・地方公共団体でなければ、法人に出資することができない。

(2) 会計原則

- ・法人の会計は、企業会計原則（地方独立行政法人会計基準）による。

(3) 運営費交付金

- ・設立団体は、法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額を交付する。

(4) 料金の徴収

- ・法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ議会の議決を経て設立団体の長の認可を受ける。

7 情報公開

(1) 役職員に係るもの

- ・副理事長・理事の任命・解任の公表、役員に対する報酬等・職員に対する給与等の支給基準を定めたときは公表する。

(2) 業務運営に係るもの

- ・業務方法書、中期目標、中期計画、年度計画、各事業年度における業務実績についての評価結果、中期目標に係る事業報告書及び中期目標期間における業務実績についての評価結果を公表する。

(3) 財政運営に係るもの

- ・毎事業年度終了後の財務諸表の公告、財務諸表等の一般への閲覧を行う。

※ 地方独立行政法人とは

- ① 住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務・事業
- ② 地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のない事務・事業
- ③ 民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがある事務・事業

上記①～③の要件を満たすと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人